環境・温暖化対策調査会　政策提言
「ＮＸへ実行の時－世界はＮＸに大きく動いている－」ポイント

生物多様性は、気候変動に続く大変革が必要なテーマとして既に世界が大きく動き出しており、金融やサプライチェーン等の様々な分野での対応が求められている。この潮流に乗り遅れ、わが国の国益を損なうことのないよう、生物多様性に対する企業や国民の認識を高めながら、自然資本を守り活用する社会への変革 “ＮＸ（Nature-based Transformation）”を実現し、経済成長と国民の Well-being の向上につなげるべきである。

【企業等の活動認定制度の法制化】

○　企業等による自然共生サイトの活動を認定する制度の法制化の検討を進め、次期通常国会に法案を提出すること。

○　様々なインセンティブの整備や活動の成果・貢献度の見える化等を推進することにより、ネイチャーポジティブにつながる企業等の活動の全国的な展開を支援し、2026 年度までに 500 以上の活動認定を目指すこと。

【ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定】

○　ネイチャーポジティブの取組みは、企業等にとって難易度の高い情報開示や単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることをわかりやすく示し、その実践を促すため、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）」を 2023 年度中に策定すること。

【地域におけるネイチャーポジティブの実装支援】

○　インバウンドが急速に回復する中、日本の国立公園等が世界からのデスティネーションとなることを目指し、受け入れ環境の整備に向けて来年度予算の倍増を目指すこと。

○　ネイチャーポジティブの地域の主体的な取組みを応援するための金融・財政面の措置の充実を図ること。また、地方公共団体における環境施策を後押しするため、具体的な環境施策に係る財政需要を精査した上で、普通交付税の基準財政需要額の算定における環境行政経費の位置づけを検討するなど、地方財政措置の充実を図ること。

【持続可能な自然資本管理の国際展開】

○　ネイチャーポジティブの国際展開施策の一つとして、４月のＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合で創設されたネイチャーポジティブ経済アライアンスの参加国・機関を、2030 年までに 100 まで増やすこと。

【関係省庁によるＮＸ推進体制の強化】

○　みどりの食料システム戦略、グリーンインフラ・まちづくりＧＸなど関連施策とのシナジーを図りつつ、関係省庁が連携して強力にＮＸを推進するため、関係省庁の政務で構成される「ネイチャーポジティブ推進会議（仮称）」を設置すること。

本提言に盛り込まれている政策の全体像

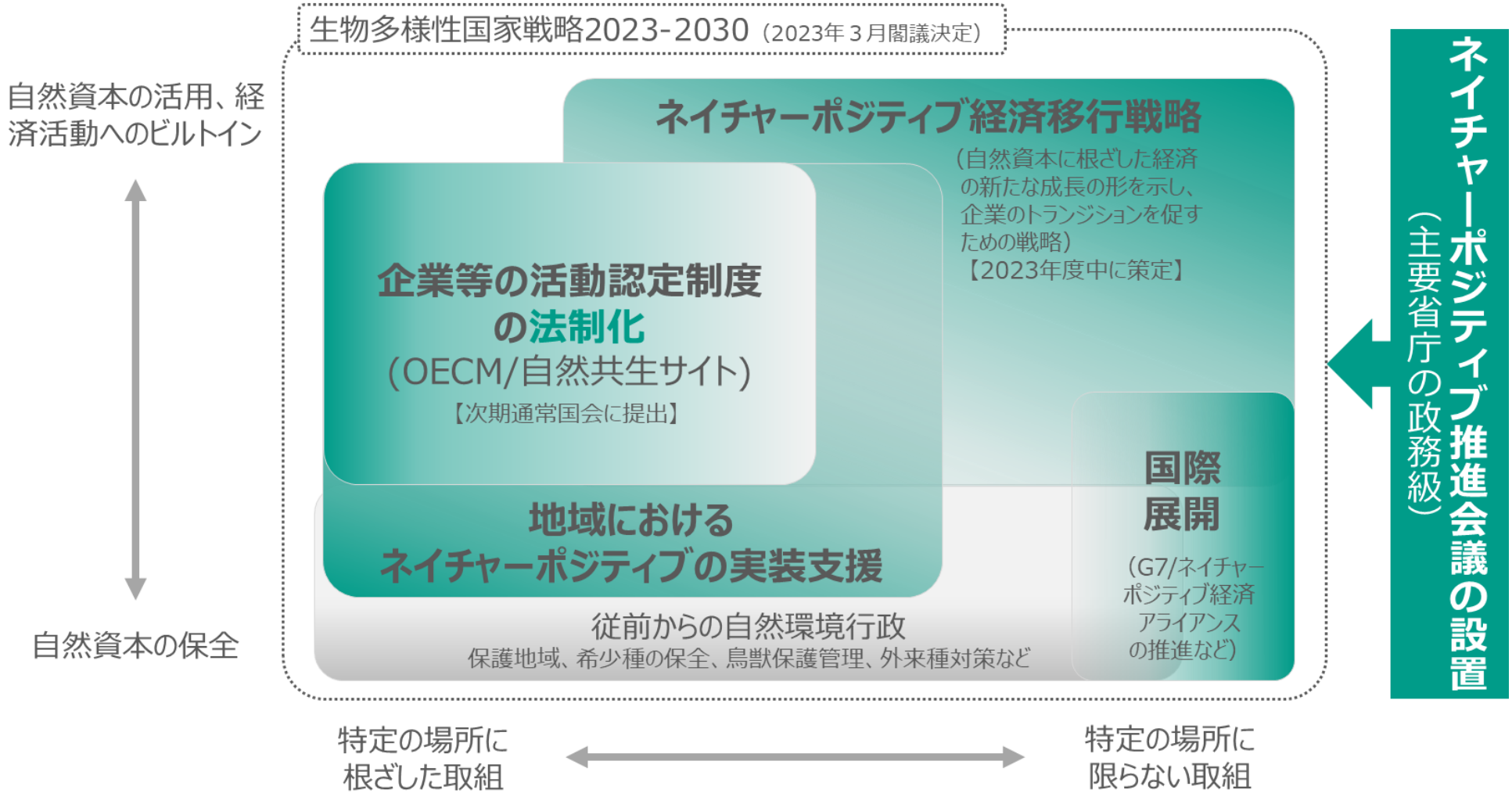

ＮＸへ実行の時

―世界はＮＸ（*Nature-based Transformation*）に大きく動いている―

令和５年５月25日
自由民主党
環境・温暖化対策調査会

１．はじめに・政策の方向性

（生態系崩壊の危機）

生物多様性の損失と生態系の崩壊は目前に迫る危機である。世界で生物多様性損失が加速し、第６の大量絶滅期とも呼ばれている。わが国においても依然として損失の傾向が続き、かつてどこでも見られた自然の中で遊ぶ子供たちや里山的風景が失われ、担い手不足、自然災害リスク、野生鳥獣との軋轢が切実な課題となっている地域も多い。

（シナジーの追求：Ｃ（Carbon）に続くＮ（Nature））

このような危機的状況を踏まえ、生物多様性は気候変動に続く大変革が必要なテーマとして世界が動き始めている。昨年12月には新たな世界目標が採択され、生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ」のための緊急の行動を取ることが掲げられた。本年４月にわが国で開催されたＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合においても、ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的実現の重要性が共同声明に盛り込まれた。カーボンだけの取組みでは不十分で、シナジーを追求する統合的取組みが世界の潮流となっており、金融やサプライチェーン等の様々な分野で、ネイチャーポジティブへの対応が求められている。

（新たな時代における自然と共生した持続可能な国土や社会のあり方）

持続可能な社会構築に向けて自然資本を維持し回復させるネイチャーポジティブは、わが国が抱える様々な社会課題の解決策になる大きな可能性を秘めている。国土全体に新たな価値を見出し、それを活用した経済活動や国民の理解醸成を推進することで、地域活性化、国土保全、観光や農林水産業の振興などの起爆剤となり、ひいてはWell-beingの向上につなげるべきである。

（リスクであると同時にチャンスでもあるネイチャーポジティブ）

しかしながら、わが国においては、生物多様性に対する認識はまだまだ低い状況にあり、それを高めていく必要がある。世界の潮流に乗り遅れて国益を損なうことのないよう、企業においては、経済社会の基盤である自然資本の損失は「経済社会や経営のリスク」である一方、ネイチャーポジティブには「経済成長のチャンス」も広がっていることを認識し、今こそ官民が連携して取り組むべきである。また、国民に対しても、生物多様性は豊かな暮らしの基盤であり、ネイチャーポジティブに向けて日々の暮らしの中で何をすればよいのかをわかりやすく伝え、一人ひとりの行動変容につなげていく必要がある。これらは、「新しい資本主義」や「デジタル田園都市国家構想」にも合致するものである。

（わが国の強みを活かした国際展開）

わが国は豊かな自然を有し、人の手が加えられた里山などの二次的自然においても、豊かな生態系や、豊かな生活、文化、産業を育んできた。人が手を入れることで自然の価値を維持・向上させていく自然との関わり方や価値観は、世界に誇るべき資質であり、わが国のみならず気候・風土・文化・を共有するアジア諸国の特色である。この強みを更に磨

き上げて国際的に評価されるよう取り組み、アジア諸国をはじめとする国際的な取組みをリードしていくべきである。

（本提言の位置づけ）

本提言は、2023 年３月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた施策のうち、自然資本を守り活用する社会に変革するために早急に取り組むことが必要かつ効果的な施策について、深堀りし、具体化するための提言である。

２．政策提言

（１）国土のＮＸ（国土の価値を高めて社会課題を解決する仕組みの法制化）

①　ネイチャーポジティブ活動の法制化

- 環境省において今年度より OECM（自然共生サイト）認定の仕組みが開始されたところであるが、自然共生サイト認定の対象としている社有林を含む森林、工場緑地、都市緑地、農地等において生物多様性を保全・回復する取組みについて、制度の法制化の検討を進め、次期通常国会に法案を提出すること。
- 地域の課題解決（耕作放棄地や空き家対策等）にもつながるよう、既に生物多様性の価値がある土地での取組みに限らず、生物多様性を回復・創出する取組みを幅広く認定の対象とすること。
- 認定に当たっては、一括申請を認めるなど申請主体にとって簡便で間口の広い仕組みとすること。
- 2026 年度までに日本全国で 500 以上の活動認定を目指すこと。

②　企業等の活動促進につながるインセンティブ

- 自然共生サイトの先行事例のノウハウ提供等を通じて、企業等の認定申請を支援すること。
- 企業、地域、専門家等の強みとニーズがうまく噛み合うよう、専門的知識を持つ者の人材バンクの創設や、企業等と自然資本を活用したい地域とのマッチングなど、各主体の連携を促進すること。
- 自然共生サイトにおけるモニタリングや継続的管理に必要な知識・ノウハウなどを有する人材育成を推進すること。
- 地方公共団体が企業等と連携して地域課題解決とネイチャーポジティブの同時実現に取り組むことができるよう、自然を切り口とした農泊や観光などのビジネスに民間資金の流れを向けていくこと。
- 以上の取組みを進めるため、企業版ふるさと納税の活用やその他の税制措置も含め、金融・財政面での措置を検討すること。

③　評価につながる環境整備

- 企業等の自然共生サイトの取組みが市場での評価につながるよう、開示支援を進めること。
- 企業等がサポーターとして自然共生サイトの活動を支援した際、その貢献内容を公的な認証のもとで開示に活用できるようにするため、国が認定する仕組み（貢献証書）を構築すること。

④　情報発信・見える化、評価手法開発等

・ デジタル技術も活用しながら、①の区域を含め、自然資本管理が行われている地域による 30by30 の達成状況の把握や、自然共生サイトにおける生物多様性の豊かさや関連する企業等の活動を「見える化」するための地理的データベースを整備すること。
・ ネイチャーポジティブに資する活動が、どの程度生物多様性の質や自然資本としての価値向上につながるのか、継続的な事例研究等により評価手法を開発し、活動意義の効果的な発信につなげること。

⑤　関係省庁との連携

・ 法制化やインセンティブの検討に当たっては、環境省だけではなく、農林水産省のみどりの食料システム戦略、国土交通省の新たな国土形成計画や「まちづくりＧＸ」等の関係省庁の施策と十分に連携して取り組むこと。
・ これにより、農山漁村や都市の Well-being の向上や吸収源の確保、防災減災への活用、新規ビジネス等による地域活性化の活動にもつなげ、社会的資本（自然資本、インフラ等）の維持・向上が正当に評価される社会への転換を図ること。

（２）経済のＮＸ（企業等の生物多様性価値保全の取組みの支援）

①ネイチャーポジティブを通じた競争力の強化

・ 国際的な自然関連情報開示の流れを踏まえて、自然資本に根ざした経済の新たな成長の形を示し、企業経営のトランジションを促すため、2023 年度中に以下の要素も含めた「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）」を策定すること。
  － TNFD や SBT4N 等に関するガイドラインの策定
  － ベストプラクティスの共有（自然への負荷が大きい資源調達からの切り替え、化学農薬・化学肥料の低減、先端技術を活用した自然資源の保全等）
  － ネイチャーポジティブ経済への移行により生まれるビジネス機会や市場規模、官民による必要投資額の提示
  － 企業活動による負のインパクト低減・正のインパクト増加に関する取組みのヒエラルキーの明確化（回避、最小化、再生、オフセット）
  － 上記ヒエラルキーごとに必要な行動・施策の提示
・ 戦略を踏まえて企業の実践をサポートするため、モデル事業等を実施するほか、TNFD コンサルテーショングループ・オブ・ジャパンとの連携を推進すること。
・ 関連するベンチャービジネスの振興や人材育成（スタートアップ支援）を推進すること。

②カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーとの統合的取組みの強化

・ サステナブル経営推進という観点で、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーへの対応とネイチャーポジティブの対応はシナジーを生む形での推進が不可欠であり、以下のような取組みを推進すること。
  － 生物多様性価値を保全し、持続可能なバリューチェーン・サプライチェーンを構築するための企業等の支援（TCFD、TNFD、水資源、汚染、化学物質等）
  － ネイチャーポジティブ経済への移行をビジネスとして実施する企業や金融機関へのグリーンファイナンス支援
  － 金属など循環資源の活用によるバージン材使用抑制など、生物多様性保全と脱炭素に貢献する資源循環の推進
  － 生態系や景観と調和した再エネ・省エネ推進技術など、ネイチャーポジティブに資する再エネ・省エネ技術等の実用化に向けた調査検討

（３）地域・暮らしのＮＸ（地域におけるネイチャーポジティブの実装支援）

①地域で稼ぐ（自然資本を持続的に活用した産業や生業の推進）

・ 「感動」や「癒し」を与えてくれる自然を積極的に活用して、地域の魅力を高めるため、官民連携による国立公園・国定公園や世界自然遺産、国有林野におけるレクリエーションの森の活用・整備を推進し、保護と利用の好循環を実現すること。特にインバウンドが急速に回復する中、日本の国立公園等が世界からのデスティネーション（魅力的な訪問先）となることを目指し、ソフト・ハードが一体となった受け入れ環境の整備に向けて、来年度予算の倍増を目指すこと。

　－　国立公園満喫プロジェクトをベースに、民間提案も取り入れた利用拠点の面的な魅力向上に取り組み、官民によるアクティビティ創出やそれらと連携した施設整備（ビジターセンター、遊歩道等の利用施設、避難施設の整備等）、廃屋撤去等による景観改善を通じた民間投資の呼び込み

　－　アドベンチャーツーリズムやアウトドアサウナ等の新たなアクティビティや、地域の利用拠点としての温泉地の更なる活用を含めた地域活性化

・ 地域のアイデンティティの基礎となる自然環境や野生生物の保全と地域づくりを一体的に進めるため、生物多様性に配慮して生産された農産品のブランド化や野生動物観光等の地域資源を活かした取組みを推進すること。

・ みどりの食料システム戦略に基づく農林水産業の推進や、６次産業化や農泊など農山漁村の地域資源を核とした取組みを推進すること。

・ 海に関係する地域資源を活かす産業の振興である海業を推進すること。

・ 森林吸収源の機能強化、木材利用の拡大を含めた森林資源の循環利用と、森林由来の素材を活かしたイノベーションを推進すること。

・ 自然系クレジットの活用等を通じ、森林経営、農地の土壌炭素固定、ブルーカーボン、湿地・草原の保全・再生等の取組みを推進すること。

・ 先駆的なモデル構築等を通じて、ネイチャーポジティブとともにカーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーを統合的に推進する地域循環共生圏を発展させ、全国に拡大するための取組みを推進すること。

②豊かで安全な暮らし

・ 気候変動適応に貢献する自然を活用した解決策（防災・レジリエンスの強化に資するグリーンインフラ、Eco-DRR 等）を推進すること。

・ 地域の生活環境・自然環境の双方と共存可能な形での地域共生型再エネ導入を推進すること（適地選定のための情報整備、地域の合意形成支援を通じた導入促進、促進区域の更なる活用等）。

・ 社会資本整備やまちづくり等におけるネイチャーポジティブの実現に向けて、グリーンインフラを推進すること。

　－　技術開発や投資を呼び込むための評価手法の構築等を通じた官民連携によるグリーンインフラの社会実装

　－　都市緑地の確保・機能増進・ネットワーク化等に向けた都市緑地に係る評価制度の創設等を行う「まちづくりＧＸ」の推進

　－　河川内の遊水地や河川と連続した貯留機能のある区域、流域の水田等における湿地や市街地に隣接する山麓斜面における樹林帯の保全・創出等

・ 暮らしの中でのネイチャーポジティブを推進するため、官民が連携した国民的運動を展開すること。

・ 森林浴や自然観察、温泉利用、ロングトレイル等を活用した歩く旅など、健康増進、癒やし、学びにつながる自然体験や自然とのふれあいを推進すること。特に未来を担

う子供たちにその機会の提供を図ること。
・ シカ等の鳥獣管理、外来種対策の更なる強化を進めること。また、2030 年度までの鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒発生ゼロを達成するために必要な取組みを強化すること。

③地方の取組み・支援

ネイチャーポジティブの取組みは地域の主体的な取組みが重要であり、それを応援するための金融・財政面の措置の充実を図ること。また、地方公共団体における環境施策を後押しするため、具体的な環境施策に係る財政需要を精査した上で、普通交付税の基準財政需要額の算定における環境行政経費の位置づけを検討するなど、地方財政措置の充実を図ること。

（４）世界に向けたＮＸ（持続可能な自然資本管理の国際展開）

・ わが国の持つネイチャーポジティブに貢献する技術や知見を共有し、ネイチャーポジティブ経済への移行をリードすること。このため、G7 気候・エネルギー・環境大臣会合で創設されたネイチャーポジティブ経済アライアンスの参加国・機関を 2030 年までに 100 まで増やすこと。
・ わが国の強みである持続可能な自然資本管理の手法が、国際的なルールメイキングの中に適切に反映されるよう、様々な場面で主導的な役割を果たすこと。
・ SATOYAMA イニシアティブの実績も踏まえつつ、自然共生サイト等における持続可能な自然資本管理の手法を海外展開し、日本企業による海外でのプロジェクト造成を促進すること。
・ 侵略的外来種の防除や環境負荷低減に関するわが国の技術の国際展開を含め、国際的な連携を強化すること。
・ 昆明・モントリオール生物多様性枠組の確実な履行とわが国への信頼強化のため、資金の動員等への相応の貢献を果たすこと。

（５）関係省庁によるＮＸ推進体制の強化

・ 以上のＮＸに向けた取組みを関係省庁で連携して強力に推進するため、環境省のリーダーシップのもと、農林水産省、国土交通省、経済産業省等の主要な関係省庁の政務で構成される「ネイチャーポジティブ推進会議（仮称）」を設置すること。

（参考）

自由民主党　環境・温暖化対策調査会　開催一覧

	日程	ヒアリングテーマ
第１回	３月７日（火）	「生物多様性保全に係る国内外の動向と関連施策について」 ■　環境省
第２回	３月 14 日（火）	「生物多様性に係る国際的な潮流と産業への影響」 ■　武内　和彦　IGES 理事長/中環審生物多様性自然環境部会長 ■　香坂　　玲　東京大学農学生命化学研究科教授
第３回	３月 28 日（火）	「生物多様性の主流化と地域における取組み」 ■　齊藤　慶輔　猛禽類医学研究所代表／獣医師（オンライン） ■　さかなクン
第４回	４月６日（木）	「自然資本を守り活かす企業活動への投資の促進」 ■　夫馬　賢治　株式会社ニューラル代表取締役 CEO ■　樋口　哲司　MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社 代表取締役 副社長執行役員
第５回	４月 13 日（木）	「経済界における生物多様性に係る今後の見通し」 ■　西澤　敬二　経団連自然保護協議会会長 ■　藤田　　香　日経 ESG 編集シニアエディター／ 東北大学大学院教授
第６回	４月 25 日（火）	「自然資本への投資を地域振興の原動力に」 ■　伊藤　康志　宮城県大崎市長（オンライン） ◇　提言骨子（案）について
第７回	５月 18 日（木）	◇　提言とりまとめ（案）について